

市・県民税の申告

2月14日(木)から3月17日(月)まで

正しい申告をしましょう

今年も市・県民税の申告の時期がやってきました。

申告が必要と思われる方には、事前に申告案内を送付します。次ページの日程表をご覧ください。できるだけ指定された日時に申告されますようお願いいたします。

案内が届かない方でも申告の必要があると思われる方は、最寄りの会場で申告をしてください。

公営住宅、児童手当、保育所などの手続きに必要な各種証明書などの発行が必要な方は、収入の有無にかかわらず申告が必要です。

また、収入の無かつた方や遺族年金・障害年金など(非課税所得のみ)を受給している方で国民健康保険に加入されている方は、国保税の軽減措置が受けられる場合がありますので、該当する方は申告をしてください。なお、市・県民税の申告をされた方は、国保税の簡易申告をする必要はありません。

市民の皆さんが健康で潤いのある豊かな暮らしを送るための大切な税ですので、社会のルールとして正しい申告をしましょう。

申告が必要の方

平成20年1月1日現在、石巻市に住所がある方で、平成19年中に収入があり、次の項目に該当する方。

- ① 営業、農業、不動産、一時、配当などの所得があつた方
 - ② 給与所得者で会社で年末調整されていない方や2方以上の会社から給与を受けた方
 - ③ 平成19年中に会社を退職して再就職していない方
 - ④ 給与、年金所得者で医療費控除や雑損控除などの各種控除を受けようとする方
 - ⑤ 収入が無い方や、遺族年金などの非課税所得のみの方
- で、市の国民健康保険に加入している方

申告しなくてもよい方

- ▼ 税務署で確定申告をした方
- ▼ 勤め先で年末調整をした方

申告に必要なもの

▼ 事業所得者は、売上げや経費などがわかる各種帳簿および領収書(帳簿などをあらかじめまとめてくるとスムーズに終わります)

▼ 給与所得者および年金所得者は、源泉徴収票または給与支払明細書

▼ 平成19年中に支払った生命保険料、地震保険料、長期損害保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、医療費などの支払証明書や領収書

▼ 本人または被扶養者が障害者の場合は、障害者手帳(要介護認定に係る障害者控除を受ける方は、市交付の障害者控除対象者認定書)
▼ 印かん(金融機関届出印)
▼ 還付金振込用口座番号



問 市民税課(内線278・240)

「税務署からのお知らせ」

◆ 申告書は自分で書いてお早めに!

平成19年分所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは、2月18日(月)から3月17日(月)までです。還付申告の方は、2月15日(金)以前でも申告書を提出することができます。

申告書は「所得税の確定申告の手引き」などを参考に自分で記載して、送付などによりお早めにご提出ください。

◆ パソコンで楽々申告!

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、申告書を自動計算により簡単に作成・プリントアウトすることができます。また、e-Taxを利用すると、申告データを直接電子申告することもできます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告書などの送付先

〒986-0827 石巻市千石町2番35号 石巻税務署

問 石巻税務署 ☎22-4151

税務署にお電話いただければ、音声案内により電話相談センターにおつなぎします。

●平成20年度の主な改正点

★住宅ローン控除適用者に対する調整措置

→税源移譲により、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を、翌年度の市・県民税から減額される調整措置が導入されます。(詳細は6ページ参照)

★税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置

→平成19年分の所得が大きく下がり、所得税が課税されない場合、平成19年度の市・県民税が減額される措置が適用されます。(詳細は6ページ参照)

★老年者に係る非課税措置の廃止

→65歳以上に係る非課税措置(125万円以下)が廃止されます。

(平成19年度 市・県民税 2/3課税⇒平成20年度 市・県民税 全額課税)

★地震保険控除の創設

→損害保険料控除を改組し、地震保険料控除制度が創設されます。

(支払った地震保険料の1/2の金額【控除限度額2万5千円】を所得控除)

※経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については従前どおり損害保険料控除を適用できます。